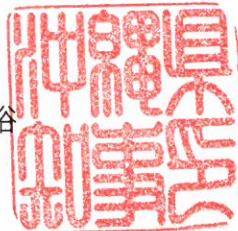


農水第1889号  
令和3年9月17日

日本サンゴ礁学会サンゴ礁保全学術委員会

委員長 藤田 喜久 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



サンゴ類の環境保全措置としての移植を、  
水温が高く台風の襲来が見込まれる時期に実施することについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県では、沖縄防衛局から申請のあった、サンゴ類の移植に関する2件の特別採捕許可申請について、令和3年7月28日に「サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避ける必要があることや、台風の時期は、波浪や降雨による塩分の低下によって移植したサンゴが損傷する恐れがあること等を考慮し、適切な移植時期を選定するなど、『沖縄県サンゴ移植マニュアル』に則り適切に作業を行うこと。」との条件を付けて許可しました。

しかし、沖縄防衛局は、許可した翌日の7月29日から移植を開始しました。

沖縄県は、水温が高く、台風がいつ襲来してもおかしくないこの時期にサンゴの移植を行うことは、ただでさえ高くない移植したサンゴ類の生残率を、ますます低下させる行為であることから、7月30日に許可を取消しましたが、沖縄防衛局は、農林水産大臣に許可取消の執行停止を申し立て、農林水産大臣が8月5日に許可取消の執行停止を決定したことから、8月6日から移植を再開しています。

つきましては、このような、水温が高く、台風がいつ襲来してもおかしくない時期にサンゴ類の移植を行う方法が、移植後のサンゴ類の生残可能性が高くなるものであるかについて、貴職の見解を賜りたいと存じます。

なお、沖縄防衛局が設置している、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会には、別添のとおり質問状を送付しております。